

みんなで考えてみましょう

これからの

「まち」

づくり

幕別町

更別村

忠類村

### 将来像と方向性 合併の意義 財政シミュレーション

平成15年8月21日、幕別町、更別村及び忠類村は、住民の皆さまに町村合併についての判断をしていただくための材料を検討し、情報を提供する場として「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会」を設置しました。

協議会では、新しいまちづくりの将来像と方向性 一定の条件のもとに合併しなかった場合、合併した場合についての財政を推計した「財政シミュレーション」 合併の方式や3町村の住民サービスを比較し、これからのまちづくりの方向性などについて、協議を進めてきました。

このダイジェスト版は、任意合併協議会での協議の内容をまとめたものです。これからの3町村の「まち」づくりについて、多くの住民の皆さまのご意見や考え方を聞かせていただきたいと思います。

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

# 3町村の現状

幕別町、更別村及び忠類村は、十勝の中央部よりやや南に位置し、いずれも農業を基幹産業としており、北海道・十勝の食糧基地の一端を担っています。

## 幕別町

面積 340.46km<sup>2</sup>  
 人口 24,276人 15歳未満 3,970人 15～64歳 15,785人 65歳以上 4,498人 不詳 23人  
 世帯 8,660世帯  
 農業 農家戸数 636戸 1戸当り平均耕地面積 23.06ha  
 生産額 173億円 1戸当り農業粗生産額 10,492千円  
 商業 商店数 224件 販売額 334億円  
 工業 事業所 40件 出荷額 175億円  
 都市基盤 道路舗装率 55.7% 上水道普及率 86.1% 下水道普及率 84.6% 公営住宅等 715戸  
 教育関連施設 保育所13カ所 512人 幼稚園2カ所 283人 小学校 9校 76学級 1,621人  
 中学校 4校 36学級 879人 高等学校 2校 684人  
 職員数 239人 うち普通会計職員 218人 企業会計職員 21人

## 更別村

面積 176.45km<sup>2</sup>  
 人口 3,291人 15歳未満 597人 15～64歳 1,978人 65歳以上 716人  
 世帯 1,093世帯  
 農業 農家戸数 263戸  
 1戸当り平均耕地面積 39.05ha  
 生産額 94億円  
 1戸当り農業粗生産額 13,536千円  
 商業 商店数 43件 販売額 36億円  
 工業 事業所 3件 出荷額 -  
 都市基盤 道路舗装率 38.2%  
 上水道普及率 93.2%  
 下水道普及率 48.2%  
 公営住宅等 314戸  
 教育関連施設 保育所 -  
 幼稚園 2カ所 115人  
 小学校 2校 13学級 236人  
 中学校 1校 5学級 124人  
 高等学校 1校 204人  
 職員数 101人 うち普通会計職員 81人 企業会計職員 20人

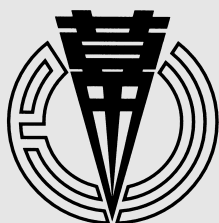
## 忠類村

面積 137.54km<sup>2</sup>  
 人口 1,804人 15歳未満 230人 15～64歳 1,120人 65歳以上 454人  
 世帯 682世帯  
 農業 農家戸数 116戸  
 1戸当り平均耕地面積 35.77ha  
 生産額 37億円  
 1戸当り農業粗生産額 10,328千円  
 商業 商店数 25件 販売額 18億円  
 工業 事業所 1件 出荷額 -  
 都市基盤 道路舗装率 47.4%  
 上水道普及率 67.4%  
 下水道普及率 66.6%  
 公営住宅等 210戸  
 教育関連施設 保育所 1カ所 57人  
 幼稚園 -  
 小学校 1校 6学級 86人  
 中学校 1校 4学級 48人  
 高等学校 -  
 職員数 58人 うち一般会計職員 57人 企業会計職員 1人

人口、面積、世帯数は平成12年国勢調査 農業データは2000年農林業センサス、平成13年北海道農林水産省統計年報  
 商業および工業データは平成14年商業統計調査、平成13年工業統計調査 都市基盤データは平成14年度市町村公共施設状況調査 教育関連施設データは平成14年度市町村公共施設状況調査、平成15年学校基本調査 職員数は平成15年4月1日現在

# 3町村の歴史

## 幕別町



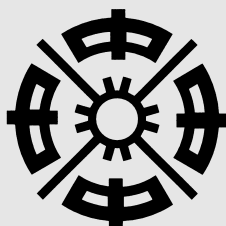
明治13年、十勝外4郡戸長役場が大津村に設けられ、幕別地方はその所管となる。同15年宮城県人細谷十太夫が止若に居住したのが和入地の始まり。その後、富山、徳島、岡山の各県から団体移住をする者が多くなり、同30年6月には大津村戸長役場の所管を離れ、幕別外六力村戸長役場が猿別に設けられた。この年が幕別町の開基1年目。同38年の鉄道開通に伴い町の中心が現在の幕別市街に移動した。昭和21年町制が施行され、23年池田より新川地区を編入、勢雄、弘和の一部を更別村に分村し、現在の行政面積になった。

## 更別村



明治38年、猿別川流域に山田嘉一郎が入植したのが開拓の始まり。その後、大正6年に島根団体の入植を始めとして愛媛、山形、青森の各団体の入植があつて開拓が進んだ。昭和5年には国鉄広尾線が開通し、人口も急激に増加、現在の本村の基礎が定まった。開拓当時は幕別村に属していたが、更別原野の開発が進んで、交通、経済、行政などの利便を図るため、大正15年4月に河西郡大正村（現帯広市大正町）に行政区画が変更され編入された。その後人口も増加し、行政における不利不便もあつて、昭和22年9月大正村より分離、村政を施行した。さらに同23年に幕別町より勢雄、弘和（現協和）地区が編入合併され、現在に至る。

## 忠類村



明治27年、群馬県人岡田新三郎が丸山南麓に単身入地、開拓が始まる。同30年1月十勝支庁の管轄と同時に、広尾郡を管轄する当縁村役場が大樹市街に置かれた。同39年4月に2級町村制施行で当縁村の廃止、大字茂寄村、歴舟村、大樹村を併合して茂寄村と改称、現在の広尾町に村役場を設置。大正15年に広尾村と改称し、昭和3年10月広尾村から分村して大樹村が誕生。同24年8月20日に大樹村から分村し、現在の忠類村となった。

# 3町村の合併の意義

## 合併の必要性

### 地方分権への対応

個性豊かで活力に満ちた地域社会を旨とするため、住民の多様なニーズ、地域の特性や時代の変化に対応したまちづくりを進めていくことが求められています。職員の政策立案能力の向上や専門的人材の育成を図るなど、分権時代に対応した組織体制を整えていく必要があります。

### 日常生活圏の拡大への対応

交通網の整備や情報通信網の発達、生活様式の多様化などから、日常生活の範囲はますます広がっています。それに伴い、行政課題も多様化、広域化の傾向を一層強めており、より一層広域的な視点に立った施策展開を進めていく必要があります。

### 少子高齢化への対応

高齢化の進行、出生率の低下により少子高齢化が急速に進んでいます。サービスの提供体制、専門的な人材の確保、介護等に係る人的資源の確保など、少子高齢化に対応したまちづくりが必要です。

### 豊かで魅力あるまちづくり

3 町村の基幹産業である農業は、これまでに培った技術や資源の共有化、地域ブランドの確立等により、北海道を代表する食糧基地としての位置付けがさらに強固なものになります。また、他の産業との連携による産業の振興や都市と農村の共生・交流など、多面的な連携・強化を進める必要があります。

### 行財政基盤の強化

平成15年度末の国と地方を合わせた借金は、686兆円程度が見込まれており、極めて厳しい財政状況にあります。地方交付税の削減がさらに進むと、これまでのような行財政運営は困難となることから、限られた財源の中でより効率的な行財政運営を行う必要があります。

幕別町、更別村及び忠類村が合併することの意義について、その必要性、効果、懸念される点など、それぞれ違った角度から考えてみましょう。

## 期待される合併の効果

### 行政能力の強化と行政サービスの向上

高度な組織・体制づくりにより、政策立案能力の向上、柔軟で横断的な総合行政の展開や、新規事業の立案などが可能になります。

専門的職員の配置やサービス提供を直接担当する部門を手厚くすることで、きめ細かいサービス提供が可能になります。

福祉施設等の選択肢の拡大、図書館や文化・スポーツ施設等の町村の枠を越えた利用など、利便性の向上が期待できます。

### 広域的視点に立った一体的・効果的なまちづくりの推進

各産業分野における規模拡大、一体的な企業立地の促進、観光資源のネットワーク化、新産業創出への一体的支援など、総合的な産業振興施策の推進が可能になります。

道路、情報通信網などの一体的・効果的整備、文化・スポーツ施設等の公共施設の効率的活用など、均衡のとれたまちづくりの推進が期待できます。

これまで各町村単位で活動してきた各種住民団体やNPO法人などの連携・多様化が進むことで、内容の充実や新たな活動展開など、住民参画、協働のまちづくりの促進が可能になります。

新たに誕生する新町の情報を積極的に発信することで、知名度が向上し、イメージアップが図られ、地域間競争力の強化、若者の定住や商業の活性化などが期待できます。

### 財政基盤の強化

新町の財政規模の拡大に伴う財政基盤の強化や、行政組織の再編整備、広域的な視点からの重点投資など、従来よりも効率的な財政運営が期待できます。

合併により、町村長などの特別職や議員、各種委員の数が減るとともに、職員においても管理部門の集約化が図られることから、経費の大幅な節減が期待できます。

## 合併に際して懸念される事項

### 住民サービスが低下したり、費用負担が増大するのでは？

すべての住民サービスを、単純に「サービスは高く、負担は低く」すると、行政の負担が増大し、行政運営に支障をきたす恐れもあることから、地域住民と十分協議し、住民に不公平感を与えないこと、新町としての健全な行財政運営、受益と負担との適正化などを総合的に勘案し、合併後の住民サービスのあり方を新たに定める必要があります。

### 行政区域の拡大と議員数の減少により、地域住民の意見が反映されにくくなるのでは？

地域住民の意見を十分踏まえながら、新町建設計画を策定していくとともに、地域住民の意見をまちづくりに反映させるための「地域審議会」の設置など、地域住民の意見を十分に反映させる様々な仕組みづくりを進める必要があります。

地域審議会 合併後も、合併前の旧町村の区域を単位として設置し、当該区域の地域振興などに関し意見を述べることができる組織

### 一部地域だけが発展し、その他の地域がさびれてしまうのでは？

3町村で十分協議し、合併後の全町的な均衡ある発展に向けた基盤整備や施設整備、主要施策の方向性について検討・調整し、新町建設計画に反映していくことや「地域審議会」の設置をはじめとする、地域住民の意見を反映する仕組みづくりを進める必要があります。

### 役場が遠くなり、不便になるのでは？

新町役場（本庁）以外の町村役場は、合併後に支所となりますが、幅広い業務を行う総合支所とすることで、これまでの機能がほとんど残り、現在の町村役場（総合支所）で大半の住民サービスが可能となります。

### 各地域への愛着や歴史が失われたり、地域のコミュニティが衰退するのでは？

地域への愛着心や地域の歴史・文化などは、その地域の人々が育んでいくことによって、将来にわたって維持されることから、地域・コミュニティの自立的な活動を支援・促進する仕組みや、各地域の歴史・文化、伝統等を保存・継承する施策について、検討・調整する必要があります。

### 行財政の効率化により行政サービスの低下につながるのでは？

行財政の効率化は、職員の意識改革と資質の向上、事務の効率化、行政サービスの適正化などを踏まえた総合的な視点で、計画的・段階的な改革によって進めていきます。また、行政サービスの低下につながらないよう、本庁と総合支所等との適正な役割・機能分担、情報ネットワークの強化を進めていきます。

# 新町の将来像と方向性

## 北海道に誇れる特色ある足腰の強い農林業のまち

- ・食糧基地としての役割を担い、北海道に誇れる特色ある農業地帯を構築する
- ・生産物の流通システムの合理化や経営ノウハウの共有を図り、先進的な農業経営を目指す
- ・畑作・畜産・特産農作物など、それぞれの地域の特色を生かした農業振興を目指す
- ・様々な役割を担う森林の役割を再認識した林業の活性化を図る

## 保健・医療・福祉が充実した健康と安らぎに満ちたまち

- ・高齢者・心身障害者・母子父子家庭などに配慮した人にやさしいまちづくりを目指す
- ・地域医療・予防医療に力点をおき、健康で生き生きとした住民生活を目指す
- ・民間活力を最大限に活用した保健・医療・福祉施策を展開するとともに、在宅福祉の充実を図る
- ・ボランティアやNPO法人などの育成を図る

## 生涯学習・生涯教育が充実した子供たちが夢を描けるまち

- ・生涯学習・生涯教育を充実させ、自ら学ぶことができる環境づくりを進める
- ・誰もが健康で心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツや芸術文化の振興を図る
- ・高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりを目指す
- ・次世代を担う子供たちが夢を描けるような教育環境づくりと、人材の育成に努める

## 特色ある商工業の発展と観光ゾーンが機能的に結びついた魅力あるまち

- ・大型商業施設と小規模な商店街の共生を図るとともに、町内流通の活性化を図る
- ・基幹産業である農業との協調により、特色ある商店街の形成を図る
- ・それぞれの地域の観光ゾーンを機能的に結びつけ、十勝を代表する観光拠点をめざす
- ・企業の育成と新たな企業立地がしやすい環境整備を図り、働く場を拡充する

## 住みやすい生活環境を整えた自然にやさしいまち

- ・自然保護に力を注ぎ、自然を生かしたまちを形成する
- ・リサイクルを促進し、自然にやさしいまちを形成する
- ・公園緑地を整備し、花と緑あふれる美しいまちを形成する
- ・上下水道・ゴミ・し尿処理などの生活環境を整備し、快適なまちを形成する



3町村の特色あるまちづくりと、3町村が合併したとき新たに展開が期待される施策を融合させ、可能な限り想定される「新町の将来像と方向性」を描きました。

### 地域格差の解消ときめ細かな行政サービスを展開するまち

- ・高度情報化通信社会への対応として公共施設のIT化を進め、きめ細かな行政サービスを展開する
- ・地域における行政手続などに不便を来たさないような体制づくりをする
- ・専門職員の充実で、時代に即応した様々な住民ニーズに対応する
- ・地方分権への対応と、他町村にない特色ある行政サービスを展開する

### 災害のない安心して暮らせるまち

- ・消防・防災体制の強化と機能的・効率的な運営に努める
- ・救急体制の整備を図り、安心して暮らせるまちを形成する
- ・災害時の迅速な対応と、救助活動等の体制づくりを強化する
- ・火災やその他の災害における予防対策を充実し、災害のないまちを形成する

### 都市と農村が共生する住民との協働のまち

- ・地域の特色あるまちづくりやイベントなどを生かし、元気で活気あるまちを形成する
- ・都市と農村が共生し、人と人がふれあうまちを形成する
- ・住民同士の絆を深め、ともに助け合い、ともに幸せを分かち合うまちを形成する
- ・住民と情報を共有し、住民参加による住民との協働のまちづくりを推進する

### 住宅関連事業と定住促進による発展性のあるまち

- ・住宅関連事業に力を注ぎ、住民の生活水準の維持向上を図る
- ・定住促進事業を展開し、流出人口の歯止めと人口の流入を促進する
- ・人口の増加につながる地域振興策をうちだし、発展性のあるまちを形成する
- ・情報ネットワークやインターネットを活用し、まちの情報発信に努める

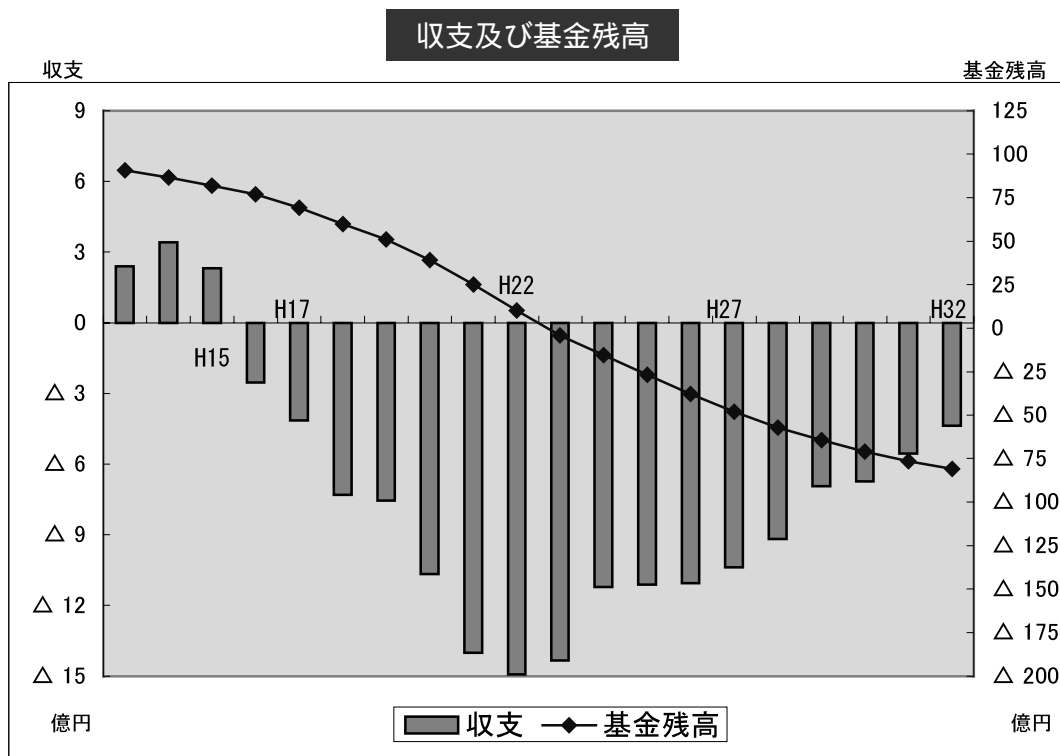
### 健全な財政運営に努めるまち

- ・恒久的な行政サービスを一定水準維持するため、財政計画に沿った事業を展開する
- ・行政改革・行政評価などを徹底し、効率的で健全な行財政運営を図る
- ・健全財政を進める一方で、住民の生活水準の維持に努める
- ・住民の理解のもと「住民負担の公平化」と「受益と負担の原則」による行政サービスを展開する

# 3町村の財政シミュレーション

幕別町、更別村及び忠類村がそれぞれ単独で運営した場合の財政シミュレーションと合併した場合の財政シミュレーションです。多額の経費が削減される推計となりました。

## 合併しなかった場合（3町村合計）



3町村がそれぞれ単独で財政運営した場合の個々のシミュレーションの合算によると、平成22年度の15億円不足を最高に平成16年度以降歳入不足となります。基金残高は平成23年度に赤字になり、平成32年度には累積赤字が80億円になることが推計されます。

### シミュレーションの前提

各町村の平成14年度決算額を基本に推計していますが、歳入、歳出については、次のとおり各項目を設定しました。

#### 歳入

- 地方交付税は、平成14年度、平成15年度実績を参考に、引き続き段階的に削減するものとして推計  
人口増減に伴う影響額を勘案し推計
- 地方債のうち臨時財政対策債は、平成16年度から平成21年度まで段階的に縮小し発行

#### 歳出

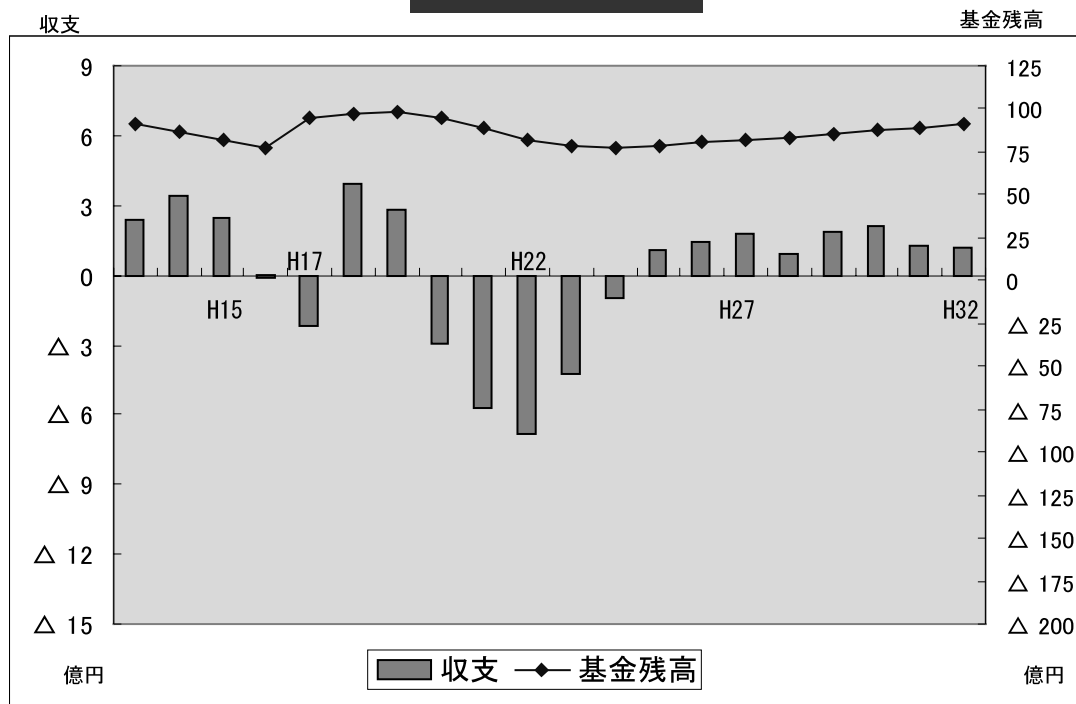
- 人件費は、平成15年4月職員数を基本とし、60歳定年として予定される退職者数に、一定の補充率で採用者数を積算  
定期昇給影響額は2.5%
- 投資的経費は、各町村で計画している事業の合算値

## 財政シミュレーションの考え方

- ・ 財政推計(シミュレーション)に当たっては、現時点での制度を基に将来予測を行っています。
- ・ 収入や支出など個別項目をまとめて推計したり、一定の増減率を使って額を推計する手法をとっています。
- ・ 今後の税財源の移譲や、現時点で内容が不明な制度の改正などについては、考慮していません。

### 合併した場合（新町）

#### 収支及び基金残高



平成20年度から平成24年度までは、3町村の財政悪化が著しい時期と重なっており、合併効果が完全に表れてきていないため、収支が赤字になる厳しい財政運営が予測されますが、平成25年度以降は人件費の削減などの合併効果により収支が改善され、基金残高は合併時の水準にほぼ回復する見通しとなりました。

#### シミュレーションの前提

3町村が合併しなかった場合のシミュレーションを基に、人件費の削減や合併支援策等を考慮して推計していますが、歳入、歳出については、次のとおり各項目を設定しました。

#### 歳入

- ・ 地方交付税は、平成17年度以降合併による算定替が行われるものとして推計  
特例債など償還費に交付税措置のあるものは算入率に基づき算入
- ・ 15ページに示す「国・道からの財政支援」を活用するものとして推計

#### 歳出

- ・ 人件費は、1カ所に本庁舎を置き、他の2カ所に総合支所を置くとして必要職員数を算出（類似団体修正値を参考）
- ・ 物件費・補助費等は、合併することにより削減ができる経費を試算し算出
- ・ 投資的経費は、すでに債務負担行為等で支出が確定している費用に加え、最低限必要な事業を計上

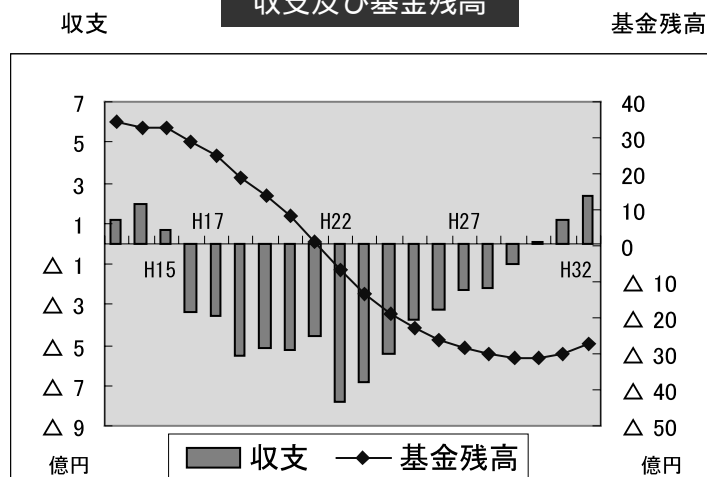
## 合併しなかった場合（町村別）

### 幕別町

普通会計	平成14年度歳入決算額	135億2144万円
	町民1人当たりの歳入額	53万円
	平成14年度歳出決算額	133億2319万円
	町民1人当たりの歳出額	52万円
預金 (基金)	基金残高	32億9043万円
	町民1人当たりの基金残高	13万円
借金 (地方債)	地方債残高	212億7261万円
	町民1人当たりの地方債残高	84万円

基金残高には、財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び特定目的基金を含む

### 収支及び基金残高

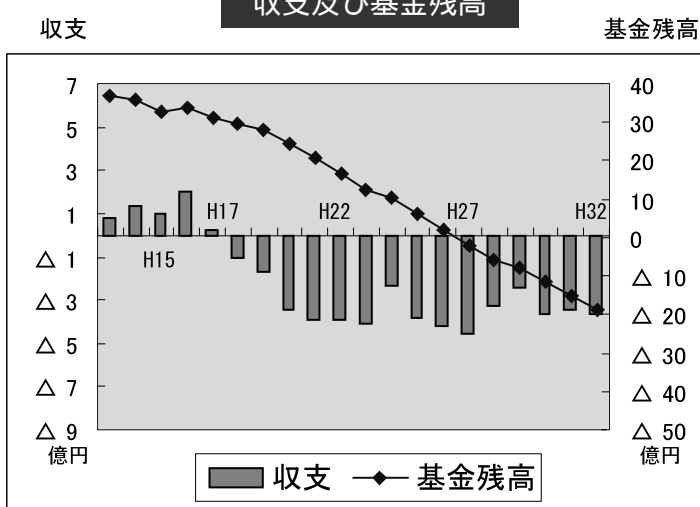


### 更別村

普通会計	平成14年度歳入決算額	47億2121万円
	村民1人当たりの歳入額	138万円
	平成14年度歳出決算額	45億8571万円
	村民1人当たりの歳出額	134万円
預金 (基金)	基金残高	35億6254万円
	村民1人当たりの基金残高	104万円
借金 (地方債)	地方債残高	58億9994万円
	村民1人当たりの地方債残高	172万円

基金残高には、財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び特定目的基金を含む

### 収支及び基金残高

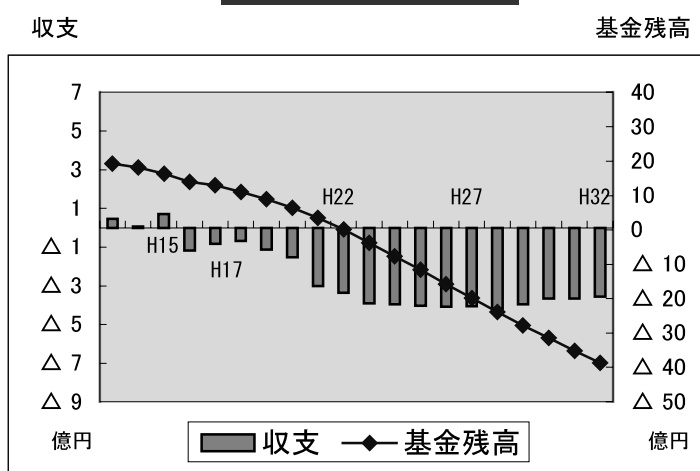


### 忠類村

普通会計	平成14年度歳入決算額	29億1940万円
	村民1人当たりの歳入額	158万円
	平成14年度歳出決算額	29億1326万円
	村民1人当たりの歳出額	158万円
預金 (基金)	基金残高	18億1242万円
	村民1人当たりの基金残高	98万円
借金 (地方債)	地方債残高	35億1077万円
	村民1人当たりの地方債残高	190万円

基金残高には、財政調整、減債、土地開発、備荒資金（超過）及び特定目的基金を含む

### 収支及び基金残高



## 人件費の削減効果

### 一般職員

普通会計に属する一般職員数は、類似団体修正値から算出される数字を基本に、総合支所に配置する職員の必要数との合計値279人を合併後の目標職員数に設定しました。

退職者数に対し、新規採用者数を抑制することにより順次職員数を削減するものとし、合併後11年を経過した平成27年度に目標職員数279人に達することにしました。平成15年4月の職員数に比べ77人の削減になります。

平成15年4月1日現在 職員数		→	合併後目標職員数 (類似団体修正値から算出)	
幕別町	218人		本庁	212人
更別村	81人		総合支所 2カ所	67人
忠類村	57人		計	279人
計	356人			

平成32年度までの累計削減額	11億6,000万円
----------------	------------

### 特別職

3町村の特別職（三役及び教育長）の合計人数は現在11人ですが、合併後の人数を4人へ減員したとして、現在の各職の報酬額の最高額を基に計算しました。

平成15年5月1日現在 特別職数		→	合併後	
幕別町	4人		町長	1人
更別村	4人		助役	1人
忠類村	3人		収入役	1人
計	11人		教育長	1人
		計	4人	

平成32年度までの累計削減額	17億6,000万円
----------------	------------

### 議会議員

町村議会の議員数については3町村合計で44人ですが、特例措置により現議員の任期が2年間延長し、平成17年度と平成18年度の2カ年を44人とし、平成19年度から法定数の26人に減員すると仮定し、現在の報酬額の最高額を基に計算しました。

平成15年5月1日現在 議会議員数		→	合併後 (平成19年度以降)	
議会議長	3人		議会議長	1人
議会副議長	3人		議会副議長	1人
常任委員長及び 議運委員長	9人		常任委員長及び 議運委員長	4人
議会議員	29人		議会議員	20人
計	44人	計	26人	

平成32年度までの累計削減額	8億4,000万円
----------------	-----------

## 物件費・補助費等の臨時的経費、削減される経費

### 合併に伴う臨時的経費(平成15年度から17年度の3カ年累計)

区 分	金 額	内 容
物件費	5億6,000万円 (3億3,000万円)	電算システムなどの統合経費 看板、印刷物の名称変更に必要な経費 庁舎備品等購入費 総合計画等の策定委託料など
補助費等	3,600万円 (220万円)	法定合併協議会負担金など

( )は一般財源

### 合併に伴う削減される経費(平成17年度単年見込み)

区 分	金 額	内 容
物件費	△1億6,900万円	臨時職員賃金や管理業務委託料 交際費など
補助費等	△1,700万円	各種負担金(1団体になることにより不要となるもの)など

平成17年度以降も引き続き物件費、補助費等は削減されます。

## 推計に用いた将来人口

シミュレーションの前提となる人口推計は、北海道が作成した財政シミュレーションに基づきました。

(上段：推計人口 下段：増減人口)

	H12国調人口	H17推計人口	H22推計人口	H27推計人口	H32推計人口	増減累計
幕別町	24,276人	26,233人	28,164人	29,913人	31,405人	-
	-	1,957人	1,931人	1,749人	1,492人	7,129人
更別村	3,291人	3,212人	3,098人	2,944人	2,768人	-
	-	△79人	△114人	△154人	△176人	△523人
忠類村	1,804人	1,745人	1,678人	1,595人	1,507人	-
	-	△59人	△67人	△83人	△88人	△297人
合計	29,371人	31,190人	32,940人	34,452人	35,680人	-
	-	1,819人	1,750人	1,512人	1,228人	6,309人

(財)統計情報研究開発センター「市町村別将来推計人口」(平成14年1月発行)

# 国・道からの財政支援

町村は、合併することによって諸経費の節約が可能になるなど、より効率的な行財政の運営が可能になりますが、その一方で、合併直後は新しいまちづくりなどのために多額の経費を要することとなります。そこで、合併直後の町村におけるまちづくりを支援するとともに、その行財政基盤の強化を図るために、国や道から次のような特例的な財政措置が講じられることとなっています。

## 1 合併市町村補助金（国）

2 億 7,000 万円（3年間の合計上限額）

平成17年3月31日までに合併した町村を対象に「市町村建設計画」に基づいて行う事業で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業について、人口規模により算出される合併町村ごとの額の合計額を上限として3年間を限度として補助が行われます。

## 2 合併支援補助（道）

補助率1/2

上限額 ハード系 2 億円/事業

ソフト系 2,000 万円/事業

下限額 ハード系 1,500 万円/事業

（合併特例債を利用する事業は1,000 万円/事業）

ソフト系 500 万円/事業

平成17年3月31日までに合併した町村を対象に「市町村建設計画」に基づいて行う事業で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業に補助が行われます。

## 3 普通交付税

合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）

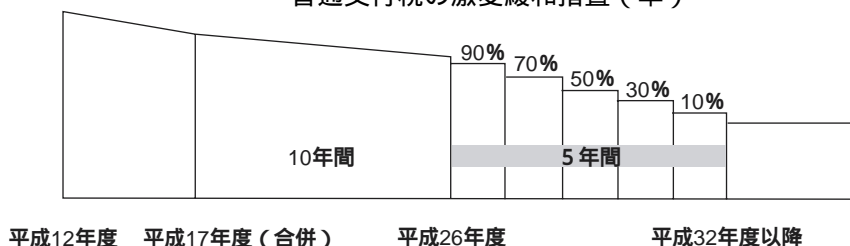
3 億 1,000 万円（5年間の合計額）

合併直後に必要となる、行政の一体化（コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）や住民サービスの水準等の調整等に要する経費について、通常の普通交付税に上乘せが行われ、合併後5年間で均等に措置されます。

普通交付税の算定の特例措置（合併算定替）

合併後10年間は、合併がなかったとして旧町村ごとに算定した額の合算額（以下「合算額」という。）を下回らないよう保障されており、さらにその後5年間は、合算額との差額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられています。

普通交付税の激変緩和措置（率）



#### 4 特別交付税

##### 合併に対する特別交付税措置

4 億 2,000 万円 (3 年間の合計上限額)

合併年度またはその翌年度から 3 年間にわたり、ア)合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、イ)公共料金格差是正、ウ)公債費負担格差是正、エ)土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要について、特別交付税により包括的に措置されます。

##### 合併移行経費に対する特別交付税措置

総務大臣が調査した額の 5 割

合併関係町村がすみやかな一体性の確立を図るため、合併関係町村の合併の議決のあった日から合併の期日までに要する電算システム統一等の経費について、特別交付税措置が講じられます。

#### 5 地方債

##### 合併推進債

対象事業費の概ね 9 割

道から合併重点支援地域の指定を受けた場合、合併推進に資するための公共施設整備の単独事業に要する経費については、原則事業開始年度以降 3 カ年度以内に限り、合併推進債を起すことができ、充当率は対象事業費の概ね 90% で、元利償還金の 50% が普通交付税で措置されます。

##### 合併特例債

109 億 7,000 万円 (上限額)

「市町村建設計画」に基づいて行う一定の公共施設の整備事業に要する経費や地域住民の連帯強化等のための基金積立に要する経費については、合併特例債を起すことができ、充当率は対象事業費の 95% で、元利償還金の 70% が普通交付税で措置されます。

(1) 建設事業についての起債可能額 94.1 億円 (うち 70% 普通交付税算入)

(2) 基金造成についての起債可能額 15.6 億円 (うち 70% 普通交付税算入)



# 合併するとどうなる？ 私たちの暮らし ①

合併をするとしたときに協議すべき必要な事項があります。任意合併協議会では、その主な事項についての方向性を協議し、調整方針を決めました。

## 合併の方式

3 町村が対等の立場で、それぞれの持っている地域特性を生かし、相互に機能の連携・補完を果たすことにより、新町の均衡ある発展を目指すため、新設（対等）合併を基本とします。

新設合併 現在ある3町村をなくして、その行政区域内で新しい町を設けることをいいます。

編入合併 3町村のうちの2町村をなくし、その行政区域を残った1町村に編入することをいいます。

## 合併の期日

合併特例法に基づく財政支援等の特例をまちづくりに生かしていくため、法の適用期限である平成17年3月末の合併を目指します。ただし、今後、法改正等による適用期限の延長がある場合には、その期限内での合併を目指します。

## 新町の名称

法定合併協議会移行後、一般公募により、意見を募り、新町にふさわしい名称を決定します。



## 新町の事務所、支所、出張所の位置

幕別町役場の現庁舎を本庁舎とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎は、現行組織から管理機能を除く幅広い住民サービスを提供する総合支所的な組織とすることとして、法定合併協議会で検討します。

## 財 産

**3 町村の財産、債務は、すべて新町に引き継ぐものとします。**

公有財産の例 土地、建物、工作物、立木、著作権、出資による権利など



## 地域審議会の設置

**合併特例法に基づく地域審議会を必要に応じて旧町村を単位として設置します。**

地域審議会は、合併による行政区域の拡大によって住民の声が行政に反映されにくくなるのではないかと心配を解消するために、旧市町村区域に設けることができます。市町村建設計画や予算編成、各種計画に対し、意見を述べるすることができます。

## 公共的団体

**団体の意向を踏まえ、統合するよう調整に努めます。**

公共的団体とは、商工会、農業協同組合、社会福祉協議会などのほか、文化協会、ボランティア団体など、公共的な活動をする団体をいいます。

## 議会議員の定数、任期及び報酬

定数、任期については、合併特例法による特例を含め、次の3通りの選択肢があります。

「特例」を適用しないで、新町設置時に法定数内（26名）で設置選挙を行う。

新町設置時に、「定数特例（法第91条の規定による定数の2倍以内）」により52名以内の定数で設置選挙を実施、4年後に法定数の26名以内による一般選挙を行う。

新町設置時に、「在任特例（選挙なし）」による合併前の町村議員全員が合併後2年以内に法定数による一般選挙を行う。

また、報酬については、3町村の報酬額及び同規模自治体の報酬額を基本に調整するものとして、それぞれ法定合併協議会で検討を進めます。

## 一般職の職員の身分

3 町村の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとします。  
新町の職員数については、当面は現行の3 町村の条例定数をもって、新町の条例定数とします。ただし、新町においてすみやかに定員適正化計画を定め、定員管理の適正化に努めます。

職制、給与については、人事管理及び職員処遇の適正化の観点から、調整し統一を図ります。

なお、現職員については、合併後すみやかに給与の格差是正を図ることが必要と考えられます。

## 特別職の身分

町長は新町の発足後50日以内に選挙を行い、助役・収入役については新町長が議会の同意を得て選任し、教育長は、新町長が議会の同意を得て教育委員として任命したのち、新町の教育委員会が任命します。

給与については、同規模自治体の給与額を参考にして、法定合併協議会で検討します。

## 補助金等

補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、そのあり方について、法定合併協議会で検討します。



## 一部事務組合等

消防やごみ処理など、各種事業等にかかる一部事務組合等は、合併の前日をもって脱退をすることになりますので、事務の共同処理及び機関の共同設置のあり方について、法定合併協議会で検討します。

# 合併するとどうなる？

## 私たちの暮らし ②

3町村の住民サービスの水準は一律ではありません。任意合併協議会では、住民サービスと住民負担の主な事項について、合併するとした場合に「公平性の確保」「健全な財政運営」「受益と負担の適正化」の3原則を基に方向性を協議し、調整方針を決めました。

### 市町村民税等

市町村民税、固定資産税などの税目及び税率は3町村とも同じであり、現行のとおり継続します。ただし、入湯税については、税率・免除規定に差があるため、法定合併協議会で調整の必要があります。

区 分		幕別町	更別村	忠類村	
市町村民税	個人	均 等 割	2,000円	2,000円	2,000円
		非課税基準額	280,000円	280,000円	280,000円
		所 得 割	3%・8%・12%	3%・8%・12%	3%・8%・12%
	法人	均 等 割	1号法人(3,600,000円)～ 9号法人(60,000円)	1号法人(3,600,000円)～ 9号法人(60,000円)	1号法人(3,600,000円)～ 9号法人(60,000円)
		法 人 税 割	14.7%	14.7%	14.7%
		固定資産税	1.4%	1.4%	1.4%
入 湯 税		1日150円、日帰り70円	1日150円、日帰り70円	1日150円	

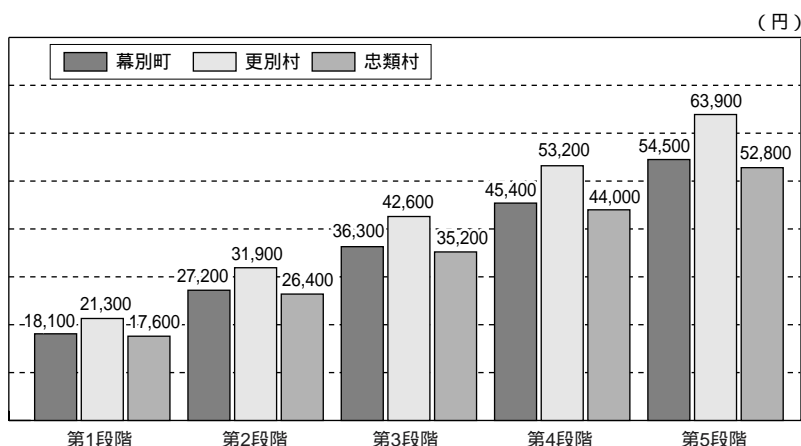
### 国民健康保険税

国民健康保険税については、3町村の地域事情により算定基礎に差があるため、合併後に医療費の動向を勘案しながら、統一することとしますが、税額の差が大きいことから合併特例法で認められている5年以内を不均一課税とし、段階的に差を縮小する方向で法定合併協議会で検討します。

区 分		幕別町	更別村	忠類村	
ケース1 所得33万円 資産税 無し 2人家族	基礎賦課分	28,800円	21,600円	23,700円	
	介護賦課分	4,300円	5,700円	4,900円	
	計	33,100円	27,300円	28,600円	
ケース2 所得300万円 資産税 5万円 4人家族	基礎賦課分	387,900円	204,900円	240,700円	
	介護賦課分	27,100円	23,000円	27,800円	
	計	415,000円	227,900円	268,500円	
ケース3 所得700万円 資産税 25万円 4人家族	基礎賦課分	530,000円	420,200円	448,700円	
	介護賦課分	51,100円	40,600円	48,600円	
	計	581,100円	460,800円	497,300円	
保 険 料 ・ 税	基礎賦課分	所 得 割	8.50%	3.80%	3.70%
		資 産 割	10.00%	35.00%	30.00%
		均 等 割	30,000円	16,000円	24,000円
		平 等 割	36,000円	22,000円	31,000円
		賦課限度額	530,000円	530,000円	530,000円
	介護賦課分	所 得 割	0.40%	0.26%	0.37%
		資 産 割	4.00%	3.60%	3.00%
		均 等 割	5,500円	5,300円	5,800円
		平 等 割	3,500円	3,700円	4,900円
		賦課限度額	80,000円	80,000円	80,000円

## 介護保険料

第1号被保険者保険料については、合併年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から新町の介護保険事業計画により算定した保険料率に統一します。



### 保険料区分の説明

第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 (住民税非課税)
第2段階	世帯全員が住民税非課税
第3段階	世帯課税で本人が住民税非課税
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上

## 老人・母子・乳幼児医療

老人医療は、3町村とも差がないため、合併後も現行どおり継続します。

母子医療は、初診時一部負担金の上乗せ助成に差があり、合併時に統一する方向で法定合併協議会で検討します。

乳幼児医療は、助成率等に差があり、合併時に統一する方向で法定合併協議会で検討します。

区 分		幕別町	更別村	忠類村
老人医療	老人保健制度(国)	75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害がある方は医療費の1割または2割を負担		
	北海道の助成制度	65歳以上70歳未満で世帯要件と所得要件両方に該当する方は医療費の1割または2割を負担		
	町村独自の助成制度	—	—	—
母子医療	北海道の助成制度	18歳の年度末までの者を扶養する母親は入院のみ医療費無料(初診時一部負担金は除く) 18歳の年度末まで扶養されている者は入院・通院とも医療費無料(初診時一部負担金は除く) ※ただし所得制限あり		
	町村独自の助成制度	—	—	初診時一部負担金助成 ※ただし所得制限あり
乳幼児医療	北海道の助成制度	通院・・・3歳未満医療費無料(初診時一部負担金は除く) 入院・・・6歳未満医療費無料(初診時一部負担金は除く) ※ただし所得制限あり		
	町村独自の助成制度	所得制限あり (通院)3歳以上6歳未満1/2助成 (H15.10月から) 初診時一部負担金助成	所得制限あり (通院)3歳以上6歳未満まで全額助成 初診時一部負担金助成	所得制限あり (通院)3歳以上6歳未満まで全額助成 初診時一部負担金助成

## 各種証明手数料

証明手数料については、差があるため、合併時に統一する方向で法定合併協議会で検討します。

区 分	幕別町	更別村	忠類村
住民票の写しの交付	250円	200円	250円
印鑑登録証の交付	無 料	無 料	無 料
印鑑登録証の再交付	300円	200円	無 料
印鑑登録証明書の交付	250円	200円	250円
諸税及び公課に関する証明の交付	250円	200円	250円

## 各種健康診断・福祉サービスと自己負担

サービス内容・利用対象者及び負担に差があり、合併時に統一する方向で法定合併協議会で検討します。

### 【各種健康診断】



区 分	幕別町	更別村	忠類村
人間ドック	35歳以上 31,500円	40歳以上 16,500円	35歳以上 24,392円
胃がん検診	35歳以上 1,700円	30歳以上 1,000円	35歳以上 1,500円
肺がん検診	40歳以上 0円	30歳以上 200円	35歳以上 700円
乳がん検診	30歳以上女性 700円	30歳以上女性 400円	30歳以上女性 800円
脳ドック	—	40歳～69歳 10,000円	—
骨粗検診	19歳以上女性 1,000円	30歳以上女性 900円	35歳以上女性 600円

### 【福祉サービス】

区 分	障害者福祉		高齢者福祉		介護保険対象外サービス		特徴的な助成制度
	重度障害者・児 交通費助成	重度障害者 等年金	敬老祝金	老人クラブ等運 営助成	高齢者福祉事業		
					配食サービス 事業	寝たきり高齢者等移 送サービス事業	
幕別町	—	—	80歳～90歳15,000円 90歳以上20,000円	(単位クラブ) 2,000円/人 (連合会) 900,000円/団体	毎日(昼食・夕食) 自己負担300円 ※社会福祉協議 会が実施	65歳以上歩行困難者、 1・2級重度身障者 3回/月 社会福祉協議会委託	・緊急通報サービス ・布団洗濯乾燥サー ビス
更別村	施設通所に係る バス代金全額助 成	12,000円/年	70歳～75歳10,000円 75歳以上に13,000円 ※長寿祝金 100歳に100,000円	連合会に助成 720,000円	週1回(夕食) 自己負担300円 ※村の事業で配 送を社会福祉協 議会手配のボラ ンティア	65歳以上、障害者、療育 手帳等所持者 週2回 社会福祉協議会に委託 して実施	・寝具乾燥サービス ・家族介護慰労金支 給 ・緊急通報システム ・家族介護用品支給
忠類村	—	—	75歳以上に20,000円 ※長寿祝金 米寿 50,000円 100歳 100,000円 (商品券で支給)	単位クラブ 60,000円/団体 連合会 250,000円/団体	在宅福祉サービス(社協に委託) ○給食サービス 給食宅配サービス自己負担300円 昼食交流会自己負担300円 おせち料理自己負担1,000円 ○訪問サービス 市街地は業者が乳製品を農村部は郵便局 員が新聞を持って訪問安否を確認 自己負 担なし 除雪サービス 布団洗濯乾燥サービス	・上下水道等及び汲 み取り料助成 ・高齢者温泉利用移 送サービス ・緊急通報装置貸与 ・ねたきり老人介護手 当支給 ・電動3輪、4輪車購入 助成	

# 保育所と幼稚園

保育所については、合併時に施設区分ごとに保育料を統一する方向で法定合併協議会で検討します。

幼稚園については、合併時に授業料（保育料）を統一する方向で法定合併協議会で検討します。

## 【認可保育所】

区 分		幕別町	更別村 (広域入所)	忠類村 (広域入所)	
標準世帯 (前年分所得税が140,000円の世帯)	在籍1人目	3歳未満児	44,500円	38,000円	44,500円
		3歳以上児	29,500円	35,000円	41,500円
	在籍2人目	3歳未満児	22,250円	19,000円	22,250円
		3歳以上児	14,750円	17,500円	20,750円
最高額 幕別町 408,000円以上 更別村 510,000円以上 忠類村 408,000円以上	在籍1人目	3歳未満児	58,500円	65,000円	80,000円
		3歳以上児	30,500円	62,000円	77,000円
	在籍2人目	3歳未満児	29,250円	32,500円	40,000円
		3歳以上児	15,250円	31,000円	38,500円
最低額 (市町村民税非課税世帯)	在籍1人目	3歳未満児	3,330円	6,000円	9,000円
		3歳以上児	2,400円	4,000円	6,000円
	在籍2人目	3歳未満児	1,660円	3,000円	4,500円
		3歳以上児	1,200円	2,000円	3,000円

3町村の認可保育所等における3階層別での月額保育料 なお、更別村、忠類村については現在認可保育所がないため、他町村保育所利用の料金

## 【その他の保育事業】

区 分		幕別町	忠類村
へき地保育所	力所数	6力所	1力所
	保育料	3歳未満児月額7,000円 3歳以上児月額3,500円	下記の表のとおり
一時保育	実施状況	—	実施
	利用料	—	2歳以上300円/時間 子育て支援センターで実施



## 【忠類村へき地保育所保育料】

区 分	3歳未満児	3歳以上児	ただし、本村に住所を有する保育児童2人以上を入所させた場合は第2子以降の保育料は月額2/3の額とする
生活保護法による被保護世帯	0円	0円	
村民税非課税世帯	5,500円	4,500円	
村民税均等割りのみ世帯	8,000円	7,000円	
村民税所得割3,000円未満世帯	11,000円	9,000円	
村民税所得割3,000円以上30,000円未満世帯	12,000円	10,000円	
村民税所得割30,000円以上60,000円未満世帯	13,000円	11,000円	
村民税所得割60,000円以上世帯	14,000円	12,000円	

## 【幼稚園】

区 分	幕別町	更別村	忠類村
入園料	3,000円	3,000円	—
授業料(保育料)/月	6,500円	授業料 6,000円 延長保育 2,500円 特別保育 1,000円	—

## 給食費

3町村とも独自に給食センターを設置し、小中学生を対象に給食を行っています。負担額に大きな差がないため、合併時に統一する方向で法定合併協議会で検討します。

区 分		幕別町	更別村	忠類村
給食費 (年額)	小学校	36,860円 (194円×190日)	41,000円 (200円×205日)	40,000円 (200円×200日)
	中学校	44,650円 (235円×190日)	49,200円 (240円×205日)	47,600円 (238円×200日)

## ごみ収集と収集料金

収集回数については、収集の実態を考慮し、合併時に統一する方向で法定合併協議会で検討します。

収集料金については、有料化がごみの減量に効果を上げている事例もみられ、費用負担と減量化への住民の理解と協力を求め、合併後すみやかに統一する方向で法定合併協議会で検討します。

収集体制・処理施設については、一部事務組合の構成も含め、法定合併協議会で検討します。

区 分		幕別町	更別村	忠類村	幕別町	更別村	忠類村
家庭系 ごみ	可燃ごみ	〈市街地〉週2回 〈農村〉週1回	〈市街地〉週2回 〈農村〉週1回	〈市街地〉週2回 〈農村〉4週2回			
	不燃ごみ	〈市街地〉週1回 〈農村〉週1回	〈市街地〉週1回 〈農村〉週1回	〈市街地〉週1回 〈農村〉4週1回			
	大型ごみ	〈市街地〉年2回 〈農村〉年2回	〈市街地〉年6回 〈農村〉年3回	〈市街地〉週2回 〈農村〉4週1回			
	金属ごみ	不燃ごみとして処理	〈市街地〉年2回 〈農村〉年2回	不燃ごみとして処理			
	資源ごみ	〈市街地〉週1回 〈農村〉週1回	〈市街地〉月2回 〈農村〉月2回	〈市街地〉週1回 〈農村〉4週1回			
収集方法		ステーション方式	〈市街地〉軒先・ステーション 〈農村〉ステーション	ステーション方式	忠類村	南十勝3町村複合事務組合で運営している。	
収集体制		委託	委託	委託			
収集料金	可燃ごみ 不燃ごみ	—	100容器 40円 200容器 80円 300容器 120円 450容器 160円 ※平成15年10月1日施行	—	忠類村	南十勝3町村複合事務組合で運営している。	
	大型ごみ	—	450容器に収まらないもの 500円 ※平成15年10月1日施行	—			



## 除雪体制

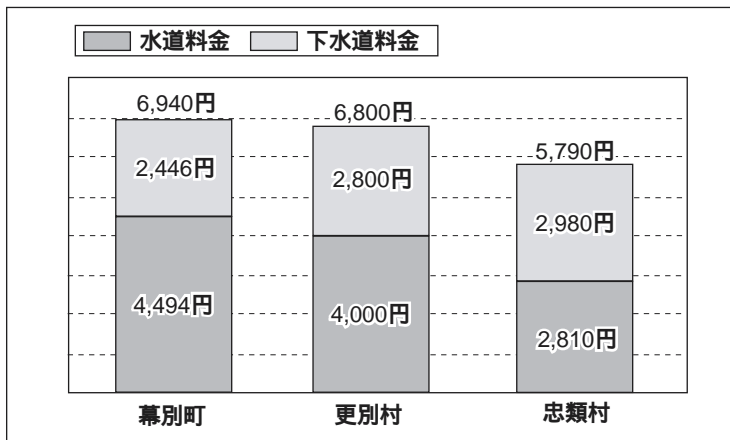
除雪体制は、合併時に統一する方向で法定合併協議会で検討します。

区 分		幕別町	更別村	忠類村
除雪車出動基準 (降雪cm)	幹線道路	10cm	10cm	8cm
	生活道路	10cm	10cm	8cm

## 上・下水道料金

上・下水道料金については、合併後5年以内で段階的に統一する方向で法定合併協議会で検討します。

【上・下水道料金比較表(20㎡/月)】



区 分		幕別町	更別村	忠類村
水道	基本料金	10㎡まで2,467円	10㎡まで2,000円	8㎡まで1,130円
	従量料金(1㎡)	205円	200円	140円
下水道	整備方式	本町地区—単独公共下水道事業(S50~H20) 札内地区—流域関連下水道事業(S59~H22)	更別地区—特定環境下水道(H9~H20) 上更別地区—農業集落排水事業(H11~H15)	農業集落排水事業(H6~H12)
	普及率	84.6%	48.2%	66.6%
	基本料金	10㎡まで1,218円	10㎡まで1,400円	8㎡まで1,300円
	従量料金(1㎡)	122円	140円	140円
	農家地区の整備状況	個別排水処理施設整備事業(H8~H15)	個別排水処理施設整備事業(H14~H23)	個別排水処理施設整備事業(H12~H15)
	整備基数	282基	22基	47基
	使用料(月額)	人槽区分により 2,600円~13,600円	人槽区分により 4,000円~6,000円	2,560円

3町村とも家事用で算出

# 新町誕生までの流れ

任意合併協議会での協議	約 2 カ 月	基本的事項、まちづくりの方向性 ・ 3 町村合併の意義 ・ 行政サービスと住民負担の比較検討 ・ 住民の意向把握
法定合併協議会の設置	約 11 カ 月	法律に基づき議会の議決を経て設置し、市町村建設計画や協定項目を協議。 協定項目 ・ 合併の方式      ・ 合併の期日 ・ 新町の名称      ・ 新町の事務所的位置 ・ 議員の定数及び任期の取扱い ・ 特別職の身分の取扱い ・ 地方税の取扱いなど
合併協定書の調印	約 6 カ 月	合併申請及び特例事項を議会で議決。その後、知事に合併を申請。知事は道議会の議決を経て合併を決定し、総務大臣へ届出を行う。総務大臣が告示を行い、合併の効力が生じる。
3 町村議会での合併の議決		合併の準備 ・ 事務調整票作成 ・ 条例、規則等の整備 ・ 電算システム統合 ・ 庁舎等の改修 ・ 各課の事務引継ぎ ・ その他、必要な準備、調整等
知事への合併申請		
道議会の議決と知事の決定		
総務大臣の告示		
新町の誕生		



〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222  
 ホームページ <http://www.north.hokkai.net/msc-gappeikyogikai/>  
 Eメール [msc-gappeikyogikai@north.hokkai.net](mailto:msc-gappeikyogikai@north.hokkai.net)

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

平成15年10月発行